

平成29年度社会福祉法人阪神福祉事業団事業計画

平成29年度事業計画

1 概要

平成29年度は、社会福祉法等の一部を改正する法律が本格的に施行される年度となり、社会福祉法人には、公益性と非営利性を確保する観点から、理事会、評議員会等経営組織の改革によるガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取組を実施する責務が求められるなど、制度改革に対応した具体的な取り組みが求められている。

その一方で、介護保険、障害福祉サービス等の報酬は、少子高齢化のもと社会保障費のさらなる削減が検討される中、平成30年度報酬改定もマイナス基調で推移するものと予想され、福祉の人材確保の困難さと相まって、法人経営はますます厳しくなっている。

このような中で、本事業団は、社会福祉法人改革等、福祉の諸制度の改革に対応するとともに、育成園移転改築工事の着工等整備工事の推進、福祉サービスの質の向上を目指した専門的支援の推進や第三者評価の受審、福祉人材の確保、定着、育成を重点課題として取り組みを図るものとする。また、阪神間6市1町の地域における社会福祉事業の担い手として、ニーズに則したサービスを積極的に展開していき、地域社会における社会福祉の向上及び発展に貢献するとともに、社会福祉法人として地域貢献を進めていくことで、事業団の存在意義を高めていく。

以上の基本方針を踏まえて、次の事業項目に沿って事業計画を策定する。

(1) 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

福祉サービス事業者として、事業団倫理綱領、職員行動規範の周知徹底や人権、接遇、虐待の防止に関する研修を実施し、利用者の人権擁護、虐待の防止及び接遇の向上について、さらなる徹底を図る。また、職場内ミーティングの充実による職員間のコミュニケーションの活性化などに積極的に取り組むとともに、利用者の安全な生活を守るためのリスクマネジメントの推進、防災対策等の充実を目指す。さらに福祉サービス第三者評価に基づき、施設運営や支援内容等を見直し、重度化・高齢化等に対応した専門的支援の推進を図る。

(2) 将来的展望に立った法人経営及び施設機能の確立

諸制度の改正等に対応した事業運営の推進及び中長期的な事業展開を進め、事業運営の透明化や財務規律の強化といった社会福祉法の改正に対応した法人運営を進めていく。また、複合施設としての特性を活かし、施設間での連携や関係機関等との調整を図り、質の高いサービスの提供を進めていく。

(3) 安定的経営の取り組み

国の社会保障費のさらなる削減が予想される中で、次期の報酬改定を見据え、収入の確保、費用対効果の検証及び適正かつ公正な支出管理に努め、合理的・効率的な経営と将来を見据えた積立金の積立など財務基盤の強化を図る。また障害者支援施設においては、強度行動障がい者に対する専門的支援を強化する体制を整え、重度障害者加算の取得を図るとともに、ななくさ白寿荘では認知症専門ケア加算の取得に向けた研修受講を進め、利用者サービスの向上と収入の確保に努めていく。

(4) 施設整備等の推進

平成29年度は老朽化したななくさ育成園の移転改築工事の着工を予定しており、地元説明、工事等の入札など関係機関との調整を図りながら計画的に事務を進めていく。さらに育成園の移転に伴う利用者の医療体制の検討など、阪神福祉センター全体の課題に対応していく。また、各施設においては積極的な設備修繕積立金の積立を行うとともに、施設の修繕、改修、設備更新など利用者の生活環境の改善を計画的かつ効率的に進めていく。さらに内部留保として見なされる社会福祉充実財産を将来の施設整備費などの

事業継続に必要な財産として計画的に充当していけるよう中長期的な整備計画を策定する。

(5) 人材確保、育成への取り組み

利用者の人権擁護、虐待防止、接遇の向上のための研修等に事業団及び各施設で重点的に取り組むとともに、重度化、高齢化する利用者に対する支援の専門性やスキルの向上、新任職員指導員制度の充実、問題発見・課題解決型研修の充実など職員の定着・育成に向けた取り組みの充実を図る。

(6) 地域貢献に向けた取り組み

他の供給主体では対応が困難なサービスや既存制度では対象とならない福祉ニーズに対応していくことが社会福祉法人としての使命と捉え、地域社会への施設の専門的機能や将来の福祉人材の育成、地域住民の福祉に関する学習の場を提供していく。また、地域の方も含めたイベントの開催や自治会活動等に参加し、地域交流の積極的な推進を図る。

なお、平成29年度の各施設の主な実施事業は次のとおりである。

2 ななくさ学園（障害児入所施設）

(1) 運営方針

ななくさ学園の利用者の状況については、近年は自閉症児・発達障がい児等の障がいの多様化に加え、家庭内問題・ネグレクト・児童虐待等における措置児童の入所も増加傾向にあり、加えて児童養護施設や児童自立支援施設で障がいが確認された児童の受け入れニーズも高まってきている。その中で、阪神間で数少ない障害児入所施設として、それらの児童を受け入れるセーフティネットの機能が求められており、6市1町地域における中核的な役割を果たしていく。

そのような中で、多様な障がいに対応できる専門的知識・技術を積極的に取得することや心理職による心のケアなど、一層質の高い福祉サービスを展開して施設の存在価値を高めるとともに、自主自立経営のもと、収入増に向けた工夫や職員の意識改革を含めた経費節減策等により、効率的・効果的な施設経営に向けて創意工夫を図るものとする。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(7) 知的障害児自活訓練事業の実施（継続）

学園退所後の就労及び地域生活に順応できるよう、主に高等部3年生を対象に自活訓練棟での生活訓練等を通じて、基本的生活の知識・技術を習得するための支援を行う。

(4) 障害児等療育支援事業の実施（継続）

地域の在宅障がい児を対象に、各種療育プログラムによる障害児等療育支援事業を実施する。施設に来てもらう外来療育や障がい児宅への訪問療育はもとより、他事業所や学校等にも積極的に訪問して療育支援のノウハウ等を伝え、地域の療育機関の拠点となるべく事業展開を行う。

(5) 福祉サービス第三者評価の受審（新規）

自己評価による施設運営等の再点検、改善に取り組むとともに、第三者評価を受審することにより客観的な評価を受け、施設の事業運営・サービスの質の向上を図る。

イ 将来的展望に立った法人経営及び施設機能の確立

学園の方向性の決定及び移行に向けての準備（継続）

障害児入所施設は、平成29年度末までに3つの事業体系（障がい児、障がい者、児者併設）の選択を行うこととなる。平成28年度に行なった県内外施設の動向調査や先行施設への見学等を基に兵庫県や6市1町との協議を行ない、国の方針を確認した上で事業体系の方向性を決定し、移行への準備を進める。

ウ 施設整備等の推進（新規）

利用者の生活フロアを中心とした園内臭気対策として、換気・脱臭装置等の機器の整備を行う。また、近年、男子の入所ニーズが高いことから、新たに1階男女フロアに仕切り扉を設置し、年度により変動する入所依頼に対応していく。

3 ななくさ厚生院（救護施設）

(1) 運営方針

救護施設を取り巻く情勢は、生活保護法の改正や生活困窮者自立支援法が施行され、就労による自立の促進、不正受給対策の強化、医療扶助の適正化等が推進されているが、生活保護の受給者は増え続けている。そのような中で、ななくさ厚生院は阪神間唯一の救護施設として、他法では対応が難しい多様な福祉ニーズの最後の砦の役割を果たすとともに、施設を退所した利用者に対しての訪問・通所事業を通じて、自立支援や地域移行支援機能の充実・強化を担っていくことで、多様な障がいに対応できる専門的知識の取得と一層質の高い福祉サービスを展開していく。また、近い将来に計画されている移転改築に向けて、収入の確保とともに、省エネ・コスト意識を持って経費の削減に努め、整備資金の計画的な積立を行う。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進（継続）

福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえ、事業計画の利用者及び家族への周知の仕組み作りと実施、研修受講後の有効性確認の仕組み作りと実施等、常にサービス向上の意識を持って業務体系の構築を図り、改善を続けていく。

イ 将来的展望に立った法人経営及び施設機能の確立（継続）

施設入所が長期化している利用者の地域移行を積極的に推進することで、循環型施設として機能を強化していく。また、関係機関と連携を図り、地域移行後も安心した生活が継続できるように地域移行支援を行っていく。

ウ 安定的経営の取り組み（拡充）

通所事業について、利用者を平成28年度実績の2人から4人にすることを目標に、通所者の日中活動を充実させることで安定的に参加できる環境を整備し、関係機関とも連携して通所利用者の確保に努め、事業の活性化を図っていく。

4 ななくさ育成園（障害者支援施設）

(1) 運営方針

地域から信頼される拠点施設を目指し、障がいのある人が安心かつ主体的に暮らすためのノウハウ等を地域に発信し、また、関係機関とのネットワーク化に寄与し、施設が地域社会の中で果たすべき機能を明確化することに取り組んでいく。また、厳しい財政状況の中であっても知恵と創意工夫を結集し、利用者主体、利用者中心の視点、地域の福祉ニーズを把握して新たなサービスを創造し、地域に貢献する視点、収支構造の健全化と安定的経営の視点、人材育成の視点、経営状況やサービスの透明化の視点の5つの視点を持って事業運営を推進していく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

福祉サービス第三者評価の受審（新規）

福祉サービス第三者評価の受審を通して、施設の課題を明らかにし、改善を図ることにより、さらなるサービスの質の向上を図るとともに、利用者から選ばれ地域から期待される施設づくりを目指す。

イ 将来的展望に立った法人経営及び施設機能の確立

(7) 移転改築工事の着工（拡充）

移転改築工事に関係する補助金・借入金等の事務手続きや地元説明会の実施など、円滑な移転実現のための業務を法人事務局、関係機関等との連携のもとで推進する。また、ニーズ調査や各市町の障害福祉計画等を踏まえ、移転後に地域の拠点施設としての役割を担うことができるように新たに中長期の事業計画を検討する。

(i) 安定的経営の取り組み（継続）

平成30年度に予定されている報酬改定においても厳しい状況が予想されることから、移転に向けた財政計画はもとより、移転後の収支シュミレーションを踏まえた将来的な財政見通しを精査し、安定的な経営管理に努める。

ウ 施設整備等の推進（新規）

外部通院の機会の増加、また各種会議等への出張機会の増加等により、現在の車両台数では対応が困難になっていることから、移転後の利用者サービスの充実も踏まえ、車椅子対応が可能な車両（軽自動車）を購入する。

5 ななくさ白寿荘（特別養護老人ホーム）

(1) 運営方針

平成30年度に予定される報酬改定では、過去最高のマイナス改定であった平成27年度を上回る介護報酬の引き下げの方向が示され、今後の介護保険施設の経営はさらに厳しくなることが予想される。このように厳しい経営環境を迎える中で、利用者の安心・安全を確保しつつ、認知症高齢者への専門的支援の提供、安定的経営と利用者の生活環境改善について重点的に取り組んでいく。また、地元自治会との連携を強化し、地域の拠点施設として、地域の様々なニーズにも応えていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

認知症利用者への専門的支援の充実（拡充）

平成26年度から取り組みを開始したバリデーションについて、実務者資格であるバリデーションワーカー資格を取得した職員が施設全体をサポートする体制を再構築し、整備する。また専門家の指導のもと日常支援の検証を行い、より高い次元での専門的な支援の充実を目指す。さらに認知症介護実践研修（実践者研修・実践リーダー研修）の受講を進め、職員のスキルアップを図る。

イ 安定的経営の取り組み（拡充）

平成30年度に予定されている介護報酬改定を見据え、新たに認知症専門ケア加算の取得に向けて計画的な専門研修の受講を進めるとともに、安定的な稼働率（目標97%以上）と各種加算の維持に取り組むことで経営の安定化を図り、今後予定している「いぶき棟」の大規模改修工事に向けて計画的な積立を行う。

ウ 施設整備等の推進（新規）

室外機の異常により安定稼働に支障をきたしている、デイサービス施設等の空調機を更新する。また、「つどい棟」大型洗濯機・乾燥機について、故障が多発し経年劣化が著しいため更新を行う。

6 ななくさ新生園（障害者支援施設）

(1) 運営方針

障害者支援区分に基づいた安定的な収入の確保を図るとともに、今後も予想される報酬のマイナス改定

に備えた、効率的・効果的な施設運営を目指すことを喫緊の課題として捉え、収入及び支出の見直しを図りながら、老朽化した設備や居室の整備など、計画的な修繕を検討し、利用者が安心・安全に生活できる住環境を整えて行く。また、平成28年度に受審した福祉サービス第三者評価から明らかとなった課題に対して、改善に向けた検討を行い、サービスの質の向上を推進していく。さらに福祉サービスの根幹を支える人材の育成に積極的に努めるとともに、障害者総合相談支援センターにしのみや北部窓口として、専門性を有する地域の中核的な機関としての役割を果たし、積極的に地域福祉を進めることで新生園の存在価値を高め、地域から信頼される施設づくりを目指す。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(7) 重度重複障がい者の健康管理と医療的ケアの充実（継続）

重度重複障がい者の健康管理及び必要な医療的支援について、専門的な研修会に参加し職員のスキルアップを図るとともに、重度・高齢化に伴い増加する支援リスクの軽減に努める。

(8) 日中活動の充実と利用者支援サービスの向上（継続）

利用者個々のニーズ、興味や関心のある事を活かした療育活動、余暇活動を実施する。また、活動の充実を図る目的で地域の中でも取り組める活動を検討し、地域住民との交流を目指す。

(9) 障害児等療育支援事業の充実（拡充）

相談支援事業で実施した西宮市北部地域の障がい福祉に関するアンケート調査において、障がい者の運動への関心が高かったことから、新たに障害児等療育支援事業のメニューにボッチャ活動を加えて、西宮市北部地域の療育活動の充実を図る。

(10) 福祉サービス第三者評価に基づく施設運営、支援内容等見直しの推進（継続）

福祉サービス第三者評価の受審結果を踏まえ、施設運営や支援内容の具体的な課題に対しての改善に取り組む。

イ 安定的経営の取り組み

(7) 指定特定及び指定一般相談事業所の機能の充実（継続）

西宮市北部地域を中心とする在宅障がい児者に対する特定相談事業所としての機能を発揮し、積極的にサービス等利用計画の作成を行う。また、西宮市北部地域の福祉ニーズを把握し、地域住民が求める情報を整理して提供を行うなど、基幹型相談支援事業所としての機能の充実を推進していく。

(8) 支出の削減に向けた意識改革の取り組み（継続）

光熱水費などの各支出科目のコストの見える化を図り、支出削減に向けた職員一人ひとりの意識改革を行うことで、コストダウンへの取り組みを推進する。

ウ 人材確保、育成への取り組み

派遣研修を通じた職員のスキルアップの推進（継続）

職員一人ひとりがテーマや課題を掲げた上で他施設での体験研修を行い、職員のスキルアップを推進していく。

7 ななくさ清光園（障害者支援施設）

(1) 運営方針

平成30年度に予定される次期報酬改定もマイナス改定となることが予想される中、自主性、自立性を発揮するためにも安定的な収入の確保を図り、各種加算の維持やコスト管理を行っていく。利用者支援においては、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を第一に、人権、接遇、虐待の防止に関する研修の充実や意思決定支援のための仕組みづくり、行動障がいのある利用者への専門的支援の充実などに施設全体

で取り組んでいく。また、地域における福祉課題に対して、関係機関との連携・協働を図りながら、相談支援事業、短期入所事業の推進を図っていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(7) より良い意思決定支援に関する調査・研究（新規）

国の意思決定支援のガイドラインに基づき、利用者の意思決定支援のための合理的配慮、仕組みづくりを通じて、職員の知識・技術とサービスの向上を図る。

(1) 利用者の権利擁護、虐待の防止及び接遇の向上に向けた取り組み（継続）

利用者の権利擁護、虐待の防止及び接遇の向上について、計画的に職場内研修を実施し、支援の質の向上、風通しの良い職場づくりに施設全体で取り組む。

イ 安定的経営の取り組み（継続）

現在、取得している加算の維持や短期入所事業の積極的な受け入れ等により、安定的経営のために現状を把握しながら、収入の維持、拡大を目指す。

ウ 施設整備等の推進（新規）

施設全体の空調設備について、イニシャルコストやライフサイクルコスト等を検証した結果、現行のガスエンジンヒートポンプ・パッケージエアコン方式による更新を行う。また、利用者の通院、外出、送迎に使用している軽自動車について、経年劣化が著しいため更新し、移動手段を確保する。さらに開所当初から使用している厨房用食器洗浄器が、修理やメンテナンスの回数が増加しているため更新を行う。

エ 人材確保、育成への取り組み

強度行動障害を有する利用者に対する支援者の育成（継続）

強度行動障害を有する利用者への適切で専門的な支援を行うため、強度行動障害支援者養成研修の受講を積極的に進め、専門的な知識や技術を身に付けた職員を計画的に育成していく。

8 阪神福祉センター診療所

(1) 運営方針

平成28年度の診療報酬改定では、ほぼ現状維持の結果であったが、今後、消費税率が引き上げられる予定の中で、消費税増税分も加味した報酬改定は期待できるものではなく、医薬品や医療機器の購入費用だけが増加していくことが予想されるため、さらなる経営の安定化、効率化を推進しなければならない。

また、育成園・厚生院の移転改築後の診療体制についても大きな課題であり、当該施設の利用者の状況を踏まえながら通院体制を協議していく中で効率的な診療所経営について検討していくとともに、利用者の健康管理、職員の健康管理(産業医活動)や地域住民に対する医療活動を継続し、地域に密着した医療機関としての役割を果たしていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(7) 健康管理の充実（継続）

健診項目の充実を図り、新入所健診や定期健康診断の結果を基に、各施設と調整しながら疾病の早期発見、早期治療に繋げていく。

(1) 他職種協働によるチームケアの推進（継続）

診療所と施設の医療職が互いの連携・協力・理解を深めることで、看護に求められるチームケアの向上に繋げ、加えて介護職・栄養士等も含めた多職種が連携することで利用者の医療的ケアの向上を図り、それぞれの職種の専門職としてのスキルアップも推進していく。

(ウ) 医療面での地域交流の検討（継続）

地域の方々の健康増進を目的に、白寿荘主催の地域交流フェスタなどに診療所用のブースを設け、診療所職員による簡易健康診断や健康講座等の企画の検討を行う。

(エ) 学園、清光園利用者の歯科ケア充実の検討（新規）

学園、清光園利用者の歯科衛生の増進、健康管理の向上を目的に、歯科衛生士実地指導（スケーリング）の実施に向けた検討を行う。

イ 安定的経営の取り組み

(ア) 後発医薬品使用体制加算の継続取得（継続）

平成28年度から後発医薬品使用体制加算を取得しているが、その加算を継続取得する体制を整える。また、新薬については薬価差を吟味した効率的な薬剤を購入し、薬剤のみならず医療材料の購入においてもより効果的な購入を図る。

(イ) 近隣他施設及び一般外来患者の積極的な受け入れ（継続）

近隣他施設及び一般外来患者の積極的な受け入れ体制を内科、精神科、歯科それぞれに再検討し、地域に密着した医療機関を目指す。

(ウ) 育成園・厚生院の移転改築後の診療所運営についての検討（新規）

内科、精神科の定期薬の処方や歯科受診の方向性を確認しながら育成園・厚生院の移転改築後の診療所の医療体制、経営方針を検討し経営の安定化に努める。

ウ 施設整備等の推進（新規）

超音波による残尿測定ができる膀胱内尿量測定装置を購入し、カテーテルを挿入することによる感染症のリスクや利用者の負担の軽減を図る。

9 給食センター

(1) 運営方針

利用者の高齢化が進み、療養食や形態別食、咀嚼、嚥下困難食や胃瘻など、利用者の状態に応じた個別対応食の需要が増えている中で、健全な食事提供を続けるために、第一に安心・安全な食事、次に利用者それぞれの健康面に配慮した美味しく楽しい食事を安定した経費で提供していく必要がある。そのためにも、クックサーブ方式に加え、真空調理法や凍結含浸調理法などの食事提供方法を組み合わせ、育成園・厚生院の移転を見据えた効率的な運営を推進していく。また、利用者の栄養管理については、給食センターと施設、診療所との連携を強化することで、様々な症例に応じた対応を行っていく。

(2) 事業内容

ア 良質かつ安心・安全なサービスの提供の推進

(ア) 個別対応食の整理・検討（継続）

利用者に応じた食事の提供をさらに充実させるべく、刻み加工食等について凍結含浸調理法の研究を進めながら、高齢化に伴う各種疾病・機能低下者に対しても食べることの喜びを提供し続ける役割を果たしていく。

(イ) 栄養管理体制の充実（継続）

充実した栄養管理の実施に向け、施設および診療所との多職種による効率的な連携体制を強化していく。

(ウ) 利用者実習の受け入れ及び障がい者雇用への取り組み（拡充）

食器洗浄業務等可能な業務について、新たに障がい者雇用につなげていくとともに、センター各施設利用者の地域移行・社会復帰のプログラムのひとつとして、引き続き食器回収等、簡易な給食センター業務を中心とした実習の受け入れを行う。

イ 安定的経営の取り組み（継続）

施設報酬の削減、物価上昇が見込まれる中において、食事の質の低下を招くことなく食材料費及び各物品の効率的な購入並びにエネルギーコストの管理を徹底していく。

ウ 施設整備等の推進（新規）

経年劣化が著しい保存食用冷凍庫、業務用フードプロセッサの更新を行う。

エ 人材確保、育成への取り組み（継続）

複雑化する食の個別支援に対応するため、栄養・調理の各種研修会へ参加し、職員の専門性の向上を図る。

10 地域における公益的な取組について

改正社会福祉法において、社会福祉法人の公益性、非営利性を踏まえ、社会福祉法人の本旨から導かれる本来の役割を明確化するため、地域における公益的な取組の実施に関する責務規定が創設された。従前より地域貢献事業と実施してきたものを、平成29年度は、法の主旨に沿った形での地域における公益的な取組として、具体化し検討実施する。

(1) 退所児童に対するアフターサービスの実施（学園）

ななくさ学園を退所した利用者で、環境の変化に対して順応できず、地域から孤立してしまうことが見られるため、学園において定期的な連絡や相談、調整等を行うことにより、安心して地域での生活や就労の継続ができるよう助力していく。

(2) 生活困窮者支援を通しての地域貢献（厚生院）

生活保護の正式決定の前に、居住の場がない生活困窮者に対する一定期間の宿泊場所や生活支援の提供について、ニーズや具体的実施方法の検討を行う。

(3) 地域の障がい児・者向けのスポーツ活動の実施に向けての検討（育成園・新生園）

施設職員による地域の障がい児・者向けスポーツ活動（ポッチャ等）の実施について、相談支援事業等との連携を行い、実施に向けて検討する。

(4) 施設機能の提供（白寿荘）

「福祉をもっと身近に」をテーマに掲げ、地域住民を対象とした生活支援技術講習会や認知症サポーター養成講座の開催など、施設の専門的機能（支援）を地域へ提供する。また、西宮北部地域で社会福祉協議会や認知症地域支援推進員と協働し、認知症カフェの開催に向けて調整を行う。

(5) 施設と連携した地域貢献（給食センター）

施設が開催する地域住民を対象としたイベント等に給食センターも参加し、高齢者や障がい者等に対して料理技術等を提供していく。

11 福祉サービス事業目標

各施設の実施する福祉サービスに基づき、利用者ニーズ、経営の安定化の観点から、福祉サービス利用目標を設定し、その実現に向けた事業運営を行う。各施設の平成29年度事業目標は次のとおりである。

(1) 施設入所サービス

(単位：人)

施設	学園	厚生院	育成園	白寿荘	新生園	清光園	合計
定数	45	100	140	165	50	60	560
月平均利用者数	45.7	107	132	160	51.3	60.8	556.8
利用率	102%	107%	94%	97%	103%	101%	99.4%

※人数は月平均利用者数（入院、外泊等を除く請求人数）

(2) 在宅福祉サービス

ア 短期入所事業等

施設名	事業	年間延べ利用日数等
ななくさ学園	短期入所事業	1, 200日
	日中一時支援事業	950人
	障害児等療育支援事業	910件
ななくさ厚生院	一時入所事業	40日
ななくさ育成園	短期入所事業	370日
	相談支援事業（特定相談支援事業）	120件
ななくさ白寿荘	短期入所事業	3, 290日
	通所介護事業	2, 310人
ななくさ新生園	短期入所事業	500日
	日中一時支援事業	30人
	障害児等療育支援事業	520件
	相談支援事業（特定相談支援事業）	130件
ななくさ清光園	短期入所事業	2, 300日
	日中一時支援事業	140日
	相談支援事業（特定相談支援事業）	150件

イ その他在宅福祉サービス

(7) ななくさ厚生院 保護施設通所事業

①通所訓練 4ケース

②訪問指導 8ケース

(4) ななくさ白寿荘 居宅介護支援事業 40ケース

以上